

～給与支払報告書の提出前にご確認ください～

○住所、氏名、生年月日、受給者番号、個人番号(マイナンバー)

- ・ 個人情報漏れなく記載してください。
- ・ 住民税特別徴収通知書(納税義務者用)の電子通知を希望される際は、受給者番号が必須となります。

○配偶者、扶養親族等の情報は正確に記入してください

- ・ 被扶養者欄はフルネームで記載してください。
- ・ 被扶養者の個人番号(マイナンバー)も記載してください。
- ・ 人数と扶養控除額が一致しているかご確認ください。
- ・ 16歳未満の年少者または同一生計配偶者について、控除額の有無に関わらず必ず記載してください。

○摘要欄

- ・ 前職分給与を合算して年末調整を行った際は、必ず前職分の「事業所名、給与、社会保険料控除、源泉徴収税額」を記載してください。

※前職の内訳記載がない場合、受給者の所得が二重計算される恐れがあります。

○提出時は、仕切紙で特別徴収と普通徴収に分けて提出してください

- ※普通徴収とする場合、仕切紙に記載されている「普通徴収切替理由」の符号を摘要欄に記載してください。切替理由に該当しない方は特別徴収が義務づけられています。

符号	普通徴収切替理由
普 A	他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)
普 B	毎月の給与が少なく税額が引けない
普 C	給与の支払いが不定期
普 D	事業専従者(個人事業者のみ対象)
普 E	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者
普 F	総従業員数が2人以下 (上記A～Eに該当する全ての従業員数(他市区町村を含む)を差し引いた人数)

給与支払報告書の早めの提出にご協力をお願いします。

○摘要欄の記載例

8

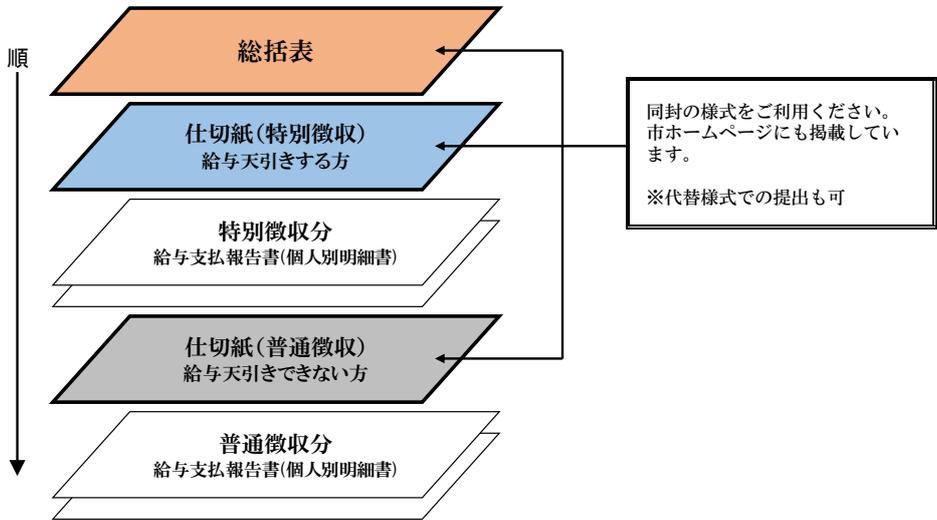
給与支払報告書(個人別明細書)

源泉区分		受給者番号	
住所		個人番号	
氏名		役職名	
種別		給与所得控除後の金額 (調整控除後)	
支払金額		所得控除の額の合計額	
源泉徴収税額		源泉徴収税額	
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数
有 無 等 老人	千 円	特 別 老 人 其 他 特 別	障 害 者 の 数 (本人を除く。)
有 無 等	千 円	人 従 人 人 従 人 人 従 人 人 従 人	特 別 其 他
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
千 円	千 円	千 円	千 円
住宅借入金等特別控除の額			
千 円			

(摘要)
 前職：〇〇株式会社 久慈市川崎町 1-1
 給与 123,456,789 社保 1,234,567 源泉 123,456
 普E(退職予定) 障害者：△△ △△(普通障害)
 同一生計配偶者：△△ △△

○給与支払報告書の仕切り方

下図のように、特別徴収・普通徴収の区分ごとに仕切ってご提出ください。



～1月1日以降に退職される方の特別徴収の手続きについて～

○令和7年度（今年度）特別徴収分の手続き

1月1日以降に退職される方の残税額は一括徴収が義務づけられています。異動届出を提出される際は、原則、本人からの申出に関わらず一括徴収してください。

○退職、休職、転勤等があった際は、必ず異動届出書を提出してください

令和8年4月1日までの退職、休職または転勤等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合、令和8年4月17日（必着）までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

○＜記載例＞転勤の場合

転勤等により特別徴収義務者が変更となる場合は、異動事由と併せて新しい勤務先についても記載してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度		
		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
岩手県 久慈市長 殿	所在地 〒 フリガナ	特別徴収義務者 指定番号	宛 名 番 号	
令和 年 月 日提出	氏名又は名称	担 当 者 氏 名	電 話	
	個人番号 又は法人番号	受給者先	内線 ()	
フリガナ 氏 名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日
生年月日 年 月 日	円	月 月 月	円	月 月 日
個人番号		月 月 月	円	月 月 日
受給者番号		月 月 月	円	月 月 日
1月1日現在の住所		月 月 月	円	月 月 日
異動後の住所		月 月 月	円	月 月 日
		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法
		2 1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 支払少額・不併 5. 合併 6. 合 7. そ （※山・塚口）		1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）
1. 特別徴収継続の場合				
新しい勤務先 特別徴収義務者 指定番号	所在地 〒	法人番号	所属 氏名	月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。（するよう連絡済みです。）
フリガナ	担当者 氏名	電話	受給者番号	納入書の要否 （※併記の場合のみ記載） <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
氏名又は名称	内線 ()			
2. 一括徴収の場合				
理由 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	
3. 普通徴収の場合				
理由 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄		
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
	3. 死亡による退職であるため			

【給与支払報告書の提出・市県民税の特別徴収についてのお問い合わせ】

久慈市役所 税務課 市民税係 (TEL: 0194-52-2114)

～地方税の電子申告サービス『eLTAX（エルタックス）』について～

◎電子データでの提出が義務化されています

税務署への源泉徴収票の提出枚数が2年前において、100枚以上であるときはeLTAX（エルタックス）または光ディスク等での提出が義務化されています。

また、令和9年の提出からは義務化の基準枚数が30枚以上に引き下げられますので、未対応の場合は電子データでの提出準備をお願いします。

詳細については「eLTAX 地方税ポータルシステム」（下記URL）よりご確認ください。ご利用までの流れについても確認できます。

◇概要① 書面提出から電子データでの提出へ

eLTAX（エルタックス）とは、地方税の手続きについてインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。導入することで、従来は書面で行っていた地方税の申告などが自宅や事業所、または税理士事務所等の端末からお手続きいただくことができます。

◇概要② 送信作業はまとめて1回で完了

申告、申請、納税の手続きはそれぞれの自治体や税務署へ提出する必要が有りますが、eLTAX（エルタックス）を利用いただくとそれぞれの提出先へ一括送信することができます。

◇概要③ 給与支払報告書の提出以外でもご利用いただけます

[個人市民税・県民税（住民税）]

- ・給与支払報告書及び総括表の届出
- ・特別徴収に係る給与所得者異動届出、普通徴収から特別徴収への切替申請
- ・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届の提出

[法人市民税]

- ・法人市民税申告書、法人設立等異動届の提出

[固定資産税]

- ・償却資産申告書の提出

【詳しくはホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> をご覧ください】